

こうち労政情報

飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画2016年
5月号

子育てにやさしい 「高知県次世代育成支援企業」 新規認証のご紹介



県では、平成19年4月から、仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を「高知県次世代育成支援企業」として認証し、その取組を支援しています。平成28年4月25日に次の4社を認証しましたので、ご紹介します。

【認証番号】会社名等	取組内容
【176】 尾崎建設株式会社 高知市八反町2-9-8	<ul style="list-style-type: none"> ◆法を上回る看護休暇制度があり、1年につき子が1人の場合7日、2人以上の場合は14日まで取得できる。 ※時間単位、有給で取得可能 ◆時間単位で取得可能な年次有給休暇制度があり、1年につき5日の範囲内で取得できる。 ◆育児休業中の基本給その他の月毎に支払われる給与は支給する。
【177】 関西新洋西山株式会社 高知市仁井田1631-8	<ul style="list-style-type: none"> ◆法を上回る看護休暇制度があり、子が1人の場合、1年につき6日まで取得できる。 ※半日単位又は時間単位の取得も可能 ◆半日単位で取得可能な年次有給休暇制度がある。 ◆妻の出産時に3日間の特別休暇(有給)を取得できる。 ◆時差出勤の制度があり、育児等の際に利用できる。
【178】 株式会社三翠園 高知市鷹匠町1-3-35	<ul style="list-style-type: none"> ◆妻の出産時に2日間の特別休暇(有給)を取得できる。
【179】 ミタニ建設工業株式会社 高知市針木東町27番28号	<ul style="list-style-type: none"> ◆半日単位で取得可能な年次有給休暇制度があり、1年につき10回の範囲内で取得できる。 ◆妻の出産時に2日間の特別休暇(有給)を取得できる。

尾崎建設(株)
尾崎代表取締役関西新洋西山(株)
小西代表取締役社長(左)(株)三翠園
佐野専務取締役(左)ミタニ建設工業(株)
岩戸総括本部長

●認証を取得すると・・・

- ・企業のイメージアップ！ 求人の際、認証を受けたことをアピール○半日単位で取得可能な年次有給休暇制度があり、1年につき10回の範囲内で取得できる。
- 妻の出産時に2日間の特別休暇(有給)を取得できる。

できます。従業員の安心感やモチベーションアップ

につながります。県ホームページや広報紙で紹介します。

- ・県建設工事競争入札参加資格審査における加点があります。
- ・中小企業を対象とした融資制度の利用要件に該当します。

高知県U・Iターン就職相談会

【同時開催】高知暮らしフェア(移住のご相談)

参加費無料
申込不要

「高知家」最大の就職・移住相談会！
U・Iターンをご希望のご家族・知人
の方にも是非お知らせください！！

大阪

◇平成28年6月11日(土) 11:00～17:00 (受付締切16:30)
◇難波御堂筋ホール7F (大阪市中央区難波4-2-1)

東京

◇平成28年6月12日(日) 10:30～16:30 (受付締切16:00)
◇東京交通会館12F ダイヤモンドホール(千代田区有楽町2-10-1)

【参加対象】高知県へU・Iターン就職を希望の方(大卒等予定者を含む)、高知県への移住に興味のある方

【相談内容】求人情報提供、U・Iターン求職活動のノウハウ、農林漁業への就業相談・支援案内、商店街出店に関する情報提供、
県内の地域情報提供、高知県への移住相談全般(県・市町村ブース)など

- ◆県内企業(約20社)による就職相談
- ◆高知ふるさと応援隊(高知県版地域おこし協力隊)募集案内

先輩移住者セミナー(同時開催)



高知家の移住

【お問合せ先】高知県U・Iターン就職相談会について
高知県地域共同就職支援センター(一体的実施事業)
事務局 高知県経営者協会 就職支援室

〒780-0870 高知市本町4-1-16 高知電気ビル別館2F
TEL:088-871-0987 E-mail:keikyo@syushokushien.jp

【お問合せ先】高知暮らしフェアについて

高知県移住促進課

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
TEL:088-823-9755
E-mail:120301@ken.pref.kochi.lg.jp

「土佐の匠」認定候補者の推薦を募集しています！



県では、平成8年度から、技能が尊重される社会づくりの促進と、技能後継者の意欲の一層の向上を図るため、県内産業の基盤を支え、その振興に貢献している熟練技能や、古くから受け継がれてきた伝統技能の優れた継承者を「土佐の匠」として認定しています。現在、平成28年度の認定候補者の推薦を募集しています。

1. 推薦の基準

- (1) 技能の程度が優れており、県内で第一級のもの目されていること
- (2) 概ね15年以上の経験を有し、かつ35歳～65歳(平成28年4月1日現在)の方で、将来的にも当該技能への多くの貢献が期待される方
- (3) 現に第一線で活躍し、また当該技能の普及・振興や後継者の育成に寄与している方

2. 推薦期限

平成28年6月20日(月)必着

3. 推薦方法

推薦書等に関係書類を添えて県庁雇用労働政策課までご提出ください。

※推薦書様式や記載例は県庁HPに掲載しています。郵送でお送りすることも可能ですので、お問い合わせください。

お問合せ先

商工労働部雇用労働政策課 能力開発担当 電話：088-823-9765

土佐の匠

検索

労務改善 Q&A

<No.20>

Q. 突然、従業員が会社を辞めると言ってきました

無期雇用の従業員が、「明日で会社を辞める」と言って退職届を持って来ました。急に辞められると困るので、退職届は受け取らず、改めて話し合いをすることとしましたが、退職を認めないといけなないのでしょうか。

A. 退職の意思表示をして一定期間経過後は退職が成立します

雇用期間に定めがない労働者から労働契約の解約(退職)の申し入れがあった場合、原則として解約申し入れの日から起算して2週間経過したときに退職が成立します。また、就業規則等に「退職届は1か月前に提出すること」等の規定があれば、そちらの期間が優先される可能性もあります。このため、ご質問のように明日付けでの退職を認める必要はありませんが、退職の意思表示があった日から一定期間経過すると退職が成立します。

退職を申し出るということは、相当の理由があると思われます。従業員に理由を聞き、会社として対応できることはないか話し合ってみてはどうでしょうか。

高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F

☎088-821-4645

お気軽にご相談ください！

